

利用上の一般的注意

1 民営、公営

各表とも、特に説明がなければ民営の事業所
のみの数値である。

また、「民・公営計」の公営とは、「行政執行
法人の労働関係に関する法律」(昭和23年法律第
257号)に規定する行政執行法人及び「地方公営
企業等の労働関係に関する法律」(昭和27年法律
第289号)に規定する地方公営企業等に係る事業
所をいう。

2 産業分類

産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10
月改定）により分類表示している。

ただし、農業、林業、漁業及び公務（他に分
類されるものを除く）の産業は除く。

3 集計労働者の要件

各統計表は、いずれも次の要件を満たす労働
者について集計したものである。

ア 令和元年6月30日（給与締切日の定めがあ
る場合には、6月における最終給与締切日）
現在において、年齢が満15歳以上のもの。

イ 令和元年6月分の給与の算定期間（例えば、
毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～
6月25日の期間、給与締切日がない場合は、
6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日
数が18日以上であって、1日当たりの平均所
定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただ
し、短時間労働者については、1日以上であ
って、1日当たり1時間以上9時間未満のも
の。また、臨時労働者については、1日以上
であって、1日当たり1時間以上のもの。）。

ウ 令和元年6月分の所定内給与額が50.0千円
以上のもの（ただし、短時間労働者について
は、1時間当たり所定内給与額が400円以上
のもの。また、臨時労働者については、1時間
当たりきまって支給する現金給与額が400円
以上のもの。）。

4 集計労働者

各統計表は、特に説明がない限り、常用労働
者のうち一般労働者（短時間労働者を除いたも
の）について集計したものである。

なお、一般労働者及び短時間労働者には外国
人労働者を含む。

5 産業計

産業計については、鉱業、採石業、砂利採取

業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水
道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、
小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸
業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、
飲食サービス業（※）、生活関連サービス業、娯
楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事
サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、
福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に
分類されないもの）（外国公務を除く。）を合計
したものである。

（※）統計法に基づき総務大臣が承認した調査
計画では、調査の範囲から、バー、キャバ
レー、ナイトクラブを除くこととはしてい
ないが、平成30年以前は調査の範囲から除
いていた。令和元年調査においては、調査
計画どおり、「バー、キャバレー、ナイトク
ラブ」を調査の範囲に加えている。

これを踏まえ、「バー、キャバレー、ナイ
トクラブ」を含む場合と除く場合を比較す
るため、令和元年調査について「バー、キ
ャバレー、ナイトクラブ」を除いて特別集
計を行った。「バー、キャバレー、ナイトク
ラブ」を含む場合と除く場合の集計結果は、
以下のとおりとなっている。

ア 一般労働者の所定内給与額

| 産業 | 所定内給与額（千円） | | |
|-------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------|
| | 「バー、キャバレー、 ナイトクラブ」を含む (A) | 「バー、キャバレー、 ナイトクラブ」を除く (B) | 差 (A)-(B) |
| 産業計 | 307.7 | 307.7 | 0.0 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 247.8 | 247.6 | 0.2 |

イ 短時間労働者の1時間当たり所定内給与額

| 産業 | 1時間当たり所定内給与額（円） | | |
|-------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------|
| | 「バー、キャバレー、 ナイトクラブ」を含む (A) | 「バー、キャバレー、 ナイトクラブ」を除く (B) | 差 (A)-(B) |
| 産業計 | 1,148 | 1,148 | 0 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 1,031 | 1,030 | 1 |

6 企業規模計

企業規模計は、企業規模10人以上の計であり、
企業規模5～9人は含まない。

7 表章事項と端数処理

「年齢」、「勤続年数」、「所定内実労働時間数」、
「1日当たり所定内実労働時間数」、「実労働日
数」、「超過実労働時間数」、「1日当たり超過実
労働時間数」、「きまって支給する現金給与額」、
「1時間当たりきまって支給する現金給与額」、
「所定内給与額」、「1時間当たり所定内給与額」

及び「年間賞与その他特別給与額」は、いずれも労働者1人当たりの平均値である。

なお、「年齢」、「勤続年数」、「1日当たり所定内実労働時間数」、「実労働日数」及び「1日当たり超過実労働時間数」は小数点以下第2位を、「所定内実労働時間数」及び「超過実労働時間数」は1時間未満を、「きまって支給する現金給与額」、「所定内給与額」、「年間賞与その他特別給与額」及び「初任給額」は100円未満を、「1時間当たりきまって支給する現金給与額」及び「1時間当たり所定内給与額」は1円未満を、それぞれ四捨五入して表示（「年齢」及び「勤続年数」については、さらに0.5を加えている。）している。

8 労働者数

労働者数は、10人未満を四捨五入したものである。したがって、合計欄の数字は、その内訳を合算したものと必ずしも一致しない。4人以下の労働者数は、「0」と表示している。

「-」は、該当労働者がいなかったことを示している。

また、本調査は抽出調査であり、労働者数は、調査した労働者の数に復元倍率（標本抽出時における抽出率の逆数）を乗じて復元した数であることから、真の値から大きく乖離している可能性があり、その利用には注意を要する。

9 給与額

「きまって支給する現金給与額」と「所定内給与額」の差は、「超過労働給与額」を示している。

10 階級区分

年齢階級区分の表示において、「～19歳」は、15歳以上20歳未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

勤続年数階級区分の表示において、「0年」は勤続1年未満、「1～2年」は勤続1年以上3年未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

また、経験年数階級区分の表示もこれに準ずる。

所定内給与額階級区分の表示において、「～99.9千円」は100.0千円未満、「100.0～119.9」は100.0千円以上120.0千円未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

11 役職別統計表

統計表のうち、役職別に集計したものについては「雇用期間の定め有り」の労働者を含まない。

12 短時間労働者の統計表

短時間労働者の中には、特定の職種を中心に、1時間当たりの所定内給与額が著しく高い者が少数であるが存在する。これらの労働者を集計に含めると平均値が大きく上昇するので、これを避けるため、短時間労働者の統計表では次の要件を満たす労働者について集計から除いている。

1時間当たり所定内給与額が3000円を超えて以下のいずれかを満たすもの。

ア 産業大分類が「教育、学習支援業」以外であって、職種が次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 医師
- (イ) 歯科医師
- (ロ) 高等学校教員
- (エ) 大学教授
- (オ) 大学准教授
- (カ) 大学講師
- (キ) 各種学校・専修学校教員
- (ク) 個人教師、塾・予備校講師

イ 産業大分類が「教育、学習支援業」であって、職種がア(ア)～(ク)のいずれかに該当するもの又は調査対象の役職・職種のいずれにも該当しないもの。

ただし、短時間労働者の職種別統計表では、これらの労働者が集中している職種で集計から除くと、その職種の賃金の実態と乖離するため、集計に含めている。

13 集計上の誤差

労働者数が少ない場合には、標本誤差が大きくなることもあるため注意を要する。特に都道府県別や職種別など、詳細な属性の数値を見る場合には労働者数を確認されたい。

なお、標本誤差率については誤差率表に掲載しているため参照のうえ利用されたい。

誤差率表については、いずれも以下のとおりである。

ア 所定内給与額の「*」は、調査回答数が少ない、又は誤差率の高いものを示す。

イ 誤差率の「…」は、計数が僅少で計算不能を示す。

ウ 「-」は、該当する数値がない場合を示す。

14 その他

その他、利用上、必要な事項等については、「調査の概要」を参照されたい。